

改正

平成23年4月1日訓令第32号

深谷市青少年問題協議会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、深谷市青少年問題協議会条例（平成18年深谷市条例第109号）に規定する深谷市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(任期)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する委員の任期は、その職にある間とする。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて開くものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 協議会が必要と認めたときは、会長は、その関係者を説明のため出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の会務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の長は、こども未来部こども青少年課長をもって充てる。
- 3 事務局の職員は、こども未来部こども青少年課の職員をもって充てる。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第32号）

この訓令は、令達の日から施行する。